計測展 NEXT 2026 出展・協賛規約

■ 規約の履行:

グランキューブ大阪にて開催される「計測展 NEXT 2026 (以下、本イベント)」において展示・セミナー等を行う企業・団体等 (以下、出展者・協賛者という) は、以下に記載する各規定、および主催者から提示される「出展・協賛マニュアル」に記載する各規定を遵守しなければなりません。

これらに違反した場合、もしくは第三者への迷惑行為、公序良俗に反する行為があると 主催者が判断した場合、主催者は出展・協賛申込の拒否、出展・協賛契約の解約、小間・ 展示物・装飾物の 撤去・変更の指示を、それぞれ行うことができるものとします。

その際、出展者・協賛者から事前に支払われた費用の返還、および出展・協賛契約の解約、小間・展示物・ 装飾物の撤去・変更によって生じた出展者・協賛者および関係者の損害について、主催者は一切補償しないとともに、主催者に損害があった場合には出展者・協賛者にその全額を賠償していただきます。

■ 出展・協賛資格:

出展者・協賛者は、主催者が定める本イベントの主旨に沿う製品、サービス等を提供する企業・団体 その他の事業体に限定され、主催者は製品、サービス等が本イベントの主旨に合致するか否かを決定する権利を有します。

■ 出展者名・協賛者名:

出展・協賛申込フォームに記入された出展者名・協賛者名は、本イベントの告知広告、公式ウェブサイト、DM パンフレット・公式ガイドブックほか印刷物に掲載される場合がありますので、必ず正式社名、または団体名をご記入ください。

■ 展示小間数・位置、およびセミナー実施日時の決定:

原則として、出展申込いただいた小間数を確保しますが、出展申込締切後、最終小間数について調整する場合もあります。また、展示小間位置は出展申込日時順に、小間位置選定会にて選定いただきます。なお、セミナー実施日時は、出展申込日時等を考慮のうえ主催者が決定し、出展者説明会で発表いたします。

■ 出展・協賛契約の成立:

出展者が出展申込フォームを提出し、主催者が申込内容を確認した後、【出展申込受理通知】をメールで発行します。これをもって、イベント出展・協賛契約の締結が完了いたします。

■ 出展・協賛料金の支払い:

出展者・協賛者は、請求書に記載された期日までに、請求された出展・協賛料金全額を主催者の指定する銀行口座へ振り込むものとします。原則、前納制となります。支払期日までに出展・協賛料金のお振込が確認できない場合は、出展・協賛契約は解約となります。この場合、主催者に損害がある場合には、出展者・協賛者はその全損害を賠償するものとします。出展・協賛料金は、展示小間、セミナー枠および申込内容すべての対価となります。出展・協賛に際しては、お支払いいただく出展・協賛料金のほかに、装飾費、インターネット回線費等の諸費用が発生する場合があり、それらについては全額出展者・協賛者の負担となります。

■ 出展・協賛契約の解約:

出展・協賛申込後の解約・小間数削減は、認められません。ただし、主催者がやむを得ないと判断した場合は、解約・削減を認め、次の解約料を申し受けます。

- ・2026 年6月1日(月)から6月29日(月)まで:出展料の50%
- ・2026年6月30日(火)以降:出展料の100%

※解約料を超える損害が主催者に発生している場合には、別途その損害を賠償していただきます。

※解約料は、請求書に記載された期日までに主催者指定の銀行口座へ振り込むものとします。

■ 転貸の禁止:

出展者・協賛者は、主催者の許可なく契約小間の全部または一部を他社へ譲渡・貸与・ 交換等 (譲渡料、貸与料等の有無を問わず)を行うことはできません。

■ イベントの延期・変更・中止:

- ・主催者は、社会情勢、天災、事故、各種感染症、その他不可抗力(以下、不可抗力とする)により、イベントの開催が不可能または困難であると判断した場合、会期の変更、 中断もしくは開催を中止することがあります。主催者は、これによって生じる一切の責任 は負わないものとします。
- ・会期前に、不可抗力により全日程開催中止とした場合、出展・協賛料からそれまでにかかった 経費を差し引き、返却します。
- ・会期中に、不可抗力により開催期間、開催時間を短縮した場合、または開催を中止した 場合、出展・協賛料等は返却しません。

本規約において、不可抗力には以下の各号が含まれるものとします。

①天災地変(地震、台風、暴風雨、津波、洪水、地すべり、落雷、爆発、火災等を含む)

- ②社会的混乱(戦争、テロ、敵対行為、内乱、暴動、市民騒擾等を含む)
- ③公権力による行為(法令・規則の制定改廃、政府機関の介入、行政命令、通商禁止等を 含む)
- ④感染症・伝染病(各種細菌、各種ウィルス等を含む)の蔓延
- ⑤公共インフラの事故(停電、通信回線の切断、輸送機関の事故等を含む)
- ⑥資材・資源不足(電気・ガス・水道の供給停止、石油の不足、原材料・資材の不足等を 含む)
- ⑦為替、運賃等の変動・高騰
- ⑧労働争議(ストライキ、サボタージュ、ロックアウト等を含む)
- ⑨重要取引先の債務不履行(会場運営会社の破産・破綻等を含む)
- ⑩前各号の他、主催者の責に帰さない事象

■ 掲載内容に関する事項:

各出展者・協賛者ページ等に各社が掲載した内容・コンテンツの著作権・肖像権は、当該出展者・協賛者に帰属します。動画等を掲載する場合や、オーディオ・ビデオの録音物を再生する場合は、 著作権・肖像権に対する処理をお願いします(自社で権利を持つコンテンツで、すでに別途権利処理済みのもの等は不要)。著作権についての詳細は、一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)等にお問い合わせください。

なお、主催者は本イベントの広報活動・企画のため、出展者・協賛者が提出した内容・コンテンツを、計測展 NEXT 2026 サイトや DM パンフレット・公式ガイドブックほか印刷物に掲載する場合があります。あらかじめご了承ください。

第三者の知的財産権(特許権、商標権、意匠権、著作権等を含むが、これらに限らず、また外国における権利を含む)を侵害する物品(いわゆる模倣品・偽造品)を展示、配布、または上映すること、その他一切の行為を禁止します。掲載する製品その他が模倣品・偽造品に該当、または該当する可能性が高いと主催者が判断した場合、その裁量により掲載を停止します。また、出展者・協賛者は、かかる措置に異議を述べないものとします。出展者・協賛者は、掲載製品等がその他の物品が模倣品・偽造品に該当するか否かに関して、主催者が行う調査に協力するものとします。

掲載製品等の知的財産権に関する紛争は、出展者・協賛者の責任において解決するものとします。 製品等の比較表示を行なう場合は、原則として自社および自社関連グループ企業の商品・製品・技術等を比較することとし、他社の商品・製品・技術等と比較表示する場合は当該他社の許諾を得たうえ、他社に迷惑が及ばないよう表示してください。主催者は、これに反した表示を確認した場合、該当する表示の中止または、改善を求めます。この要請により生じた出展者・協賛者の損害等に関して主催者は一切補償しません。なお、改善要求に対し、十分な措置が講じられていないと判断した場合、次回以降の出展・協賛をお断りすることがあります。

■ 損害賠償責任:

主催者は、理由の如何を問わず、出展者・協賛者およびその関係者が本イベントへ出展・協賛することを通じて被った、人身および財物に対する傷害、損害等に対して一切の責任を負いません。 また、出展者・協賛者は、その従業員、代理人、関係者の故意、過失または無過失によって、会場の 施設およびその設備等や、第三者の人身・財物に与えた一切の損害について、ただちにその損害を賠償しなければなりません。

主催者がこれらの損害の賠償請求を受けた場合、当該出展者・協賛者は自らの責任でその支払いを行うとともに、主催者に損害が生じた場合には、弁護士に支払った着手金・報酬金等も含め、その全額を速やかに主催者に支払うものとします。

主催者は、本イベントにおける一切の制作物の中に生じた誤字・脱字等に関する責任は 負わないものとします。

■ 搬入と搬出・撤去: 出展者・協賛者は、主催者が提供する「出展・協賛マニュアル」に規定された期間内に小間装飾、展示品の搬入を行い、展示会の開催までにすべての小間装飾を完成させるものとします。主催者が規定に反すると判断した場合、主催者の指示により、出展者・協賛者は小間装飾を変更・修正するものとします。

また出展者・協賛者は、すべての展示品および装飾物の搬出・撤去を「出展・協賛マニュアル」に規定された期間内に完了するものとします。これらの期間内に作業を完了させることができず、主催者および関係者に損害が生じた場合、当該出展者・協賛者は、それによって主催者および関係者に生じた全損害を賠償するものとします。

期間内に、主催者からの指示に従わず、期間内に搬入・搬出を完了することができなかった場合、次回以降の出展をお断りすることがあります。

■ 小間装飾・展示規定:

出展者・協賛者は、装飾方法、展示方法等に関し、主催者の指示および主催者が提供する「出展・協賛マニュアル」に従わなければなりません。

出展者・協賛者は、自社の展示が近隣の出展者・協賛者等の妨げにならないようにしなければなりません。 万一、近隣の出展者・協賛者とトラブル等があった場合には、主催者が「出展・協賛マニュアル」の規定をもとに妨害、違反の有無を判断し、出展者・協賛者はこの判断に従うものとします。

■ 出展物の保護管理:

主催者は会場全般の管理保全にあたります。出展物の保護については、事務局で管理に留意しますが、万一、盗難その他の事故が起きた場合は、その責任を負いません。

出展者は、準備時間中および開催時間中自社小間内に常駐し、出展物の保護、管理の責

任を負うものとします。

また、天災その他不可抗力による損傷、紛失、火災、盗難等の事故について、主催者は その責めを負いません。したがって、出展者は出展物保護にあたるとともに、保険を付す 等の措置をとってください。

■ 禁止・制限事項:

- ・小間周辺の通路において、来場者を大量に滞留させるような行為はできません。
- ・自社小間外において、来場者の誘引、アンケート、抽選、チラシ・景品の配布等これに 類する行為はできません。
- ・照明、音量・音質は他の出展者・協賛者の迷惑にならないようご配慮ください。
- ・小間内において、説明または実演のために AV 機器を使用することができますが、スピーカは自社小間の外側に向けて配置することはできません。必ず自社小間内に向けて設置してください。

■ 安全の確保:

- ・出展者・協賛者は、搬入・搬出、施工、実演等作業の全般について事故防止策を講じてください。 出展者・協賛者の行為により事故発生の場合は、当該出展者・協賛者の責任において解決するものとします。
- ・消防法等、法令による展示規制に基づく、安全確保のための展示装飾の改修と費用は、 出展者・協賛者負担とします。
- ・展示・防災等主要事項については、出展者説明会にて配布の出展・協賛マニュアルに記載します。

■ 写真・ビデオ撮影:

本イベントにおける写真・ビデオ撮影等を許可する権利、その他映像に関する一切の権利は、主催者が有します。

出展者・協賛者による会場内撮影は自社ブース以外禁止です。自社ブース内で撮影を行う場合にも、事務局への申請が必要です。自社ブース内で撮影をする場合は、来場者の顔等が映らないよう配慮してください。万一、来場者に損害が生じた場合、出展者・協賛者が全責任を負うとともに、自ら紛争を解決するものとします。主催者は出展者・協賛者に対し何ら責任を負わないものとします。

■ 知的財産権に関する展示物の保護:

新アイデアを利用した製品・サービス等については、イベント会期前(出展前)の時点における特許庁への出願をお勧めします。特許庁の「指定博覧会制度」は、特許法等の一部を改正する法律(平成 23 年 6 月 8 日法律 63 号)により、廃止されました。

■ 個人情報の取り扱い:

出展者・協賛者は、本イベントを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得を行う必要があります。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で利用しなければなりません。また、取得した個人情報は、出展者・協賛者が責任をもって管理・運用するものとします。万一、来場者に損害が生じた場合、出展者・協賛者が全責任を負うとともに、自ら紛争を解決するものとします。

※主催者のプライバシーポリシー: https://www.jemima.or.jp/policy/index.html を参照してください。

また、主催者は運営・施工・電気等の委託会社には、業務上の理由で出展者・協賛者の 情報を提供します。ご了承ください。

■ その他:

- ・実施上の細部については、事務局の決定に基づき行います。詳細は、後日配布する 「出展・協賛マニュアル」で明示します。
- ・本イベントは、保税展示場となっておりませんので、海外からの出展物は、内貨または ATA カルネ扱いの手続きをしてください。
- ・本規約は、主催者が必要と認めた場合、その一部を変更することがあります。変更内容 は、本イベント公式ウェブサイト上、もしくはその他の方法で出展者に告知します。

2025 年 11 月 6 日制定 一般社団法人 日本電気計測器工業会